役員及び評議員の報酬等に関する規程

平成29年4月1日適用

社会福祉法人 衆善会

役員及び評議員の報酬等に関する規程

(目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人衆善会(以下「本法人」という。)の定款第8条及び第21条 の規定に基づき、本法人の評議員、理事及び監事の報酬等に関し必要な事項を定める。

(定義)

- 第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。
 - (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
 - (2) 報酬とは、報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職 手当であって、その名称の如何を問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
 - (3) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費等及び手数料等の経費であって、報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬の支給)

第3条 役員及び評議員の報酬は、定款第8条及び第21条に定めるとおり無報酬とする。

(費 用)

- 第4条 役員及び評議員が出張する場合には、別に定める役員旅費規程に基づいて、旅費を支給 する。
 - 2 役員及び評議員がその職務の執行にあたって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては、前もって支払うものとする。

(公 表)

第5条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等 の支給の基準として公表する。

(改 廃)

第6条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行なう。

附則

- 1. この規程は平成16年 10月13日から施行する。
- 2. この規程は平成24年 4月16日から改正し施行する。
- 3. この規程は平成29年 6月20日(評議員会の議決日)から改正し、平成29年4月1日 から適用する。